

Weekly Report

第 781 号

令和7年1月27日

令和7年分からの扶養控除について

令和7年度税制改正大綱では、*所得税の基礎控除額を58万円に引上げ（合計所得金額2350万円以下の場合）、*給与所得控除の最低保障額を65万円に引上げ、*特定親族特別控除（仮称）の創設などが盛り込まれ、令和7年分以後の所得税から適用される予定です。

◆扶養親族の所得金額要件は58万円以下に

基礎控除額の引上げなどにより、令和7年分から扶養控除の対象（控除対象扶養親族）となるのは、納税者本人と生計を一にする16歳以上の親族で年間の合計所得金額が58万円以下（給与のみの場合は年収123万円以下）の方となります。

なお、「生計を一にする」とは同居を要件とするものではないため、別居している親族も対象になりますが、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われているなど生計を一にしている必要があります。

また、国外居住親族も対象ですが30歳以上70歳未満の親族は、①留学生、②障害者、③生活費又は教育費に充てるため年38万円以上の送金を受けている、のいずれかに該当している必要があります。

◆大学生年代の親族に係る「特定親族特別控除」

19歳以上23歳未満の親族等が控除対象扶養親族に該当する場合は、特定扶養親族として63万円の所得控除を受けることができますが、合計所得金額が58万円を超える場合でも所得控除を受けられる「特定親族特別控除」が創設されます。

これにより、合計所得金額85万円（給与収入150万円）までは特定扶養控除と同額の63万円を控除でき、合計所得金額123万円（同188万円）まで段階的に逡減された控除額が適用されます。

相続人が申告・納税を行う「準確定申告」

所得税の確定申告は1月から12月までの1年間に生じた所得について、翌年の2月16日から3月15日（令和6年分は2月17日～3月17日）までの間に申告・納税をしますが、確定申告をしなければいけない方（*事業所得や不動産所得がある、*給与収入が2千万円超など）が年の途中で亡くなった場合は、相続人が代わって申告書の提出や納税の手続を行う必要があります。

この手続を「準確定申告」といい、被相続人が亡くなった年の1月1日から亡くなった日までの所得について、「相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内」に申告・納税をします（申告書は被相続人の納税地の税務署に提出）。

令和7年度の雇用保険料率は引下げに

厚労省は令和7年度の雇用保険料率について、現行から0.1%引下げの案を提示し了承されました。料率の引下げは8年ぶりとなります。

これにより、本年4月から一般事業は1.45%（事業主0.9%、労働者0.55%）となります。また、農林水産業及び清酒製造業は1.65%（事業主1.0%、労働者0.65%）、建設業は1.75%（事業主1.1%、労働者0.65%）です。

★「法定調書」「給与支払報告書」「固定資産税の償却資産申告書」の提出期限は1月31日(金)です。